

## 第22期第14回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年7月25日(火) 13:30～  
場 所 福島県水産会館 1階研修室  
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 出席状況報告

### 4 議事録署名人選出

### 5 議 題

#### (1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(諮問・答申)(くろまぐろ)

議案第2号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の  
基準について(諮問・答申)

議案第3号 漁業の免許について(諮問・答申)

議案第4号 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)

議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

議案第8号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

議案第9号 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の  
一部改正について

議案第10号 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の  
制定について

議案第11号 福島県水産業振興審議会委員候補者について(依頼)

#### (2) 報告事項

ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第59回)の結果について

### 6 閉会

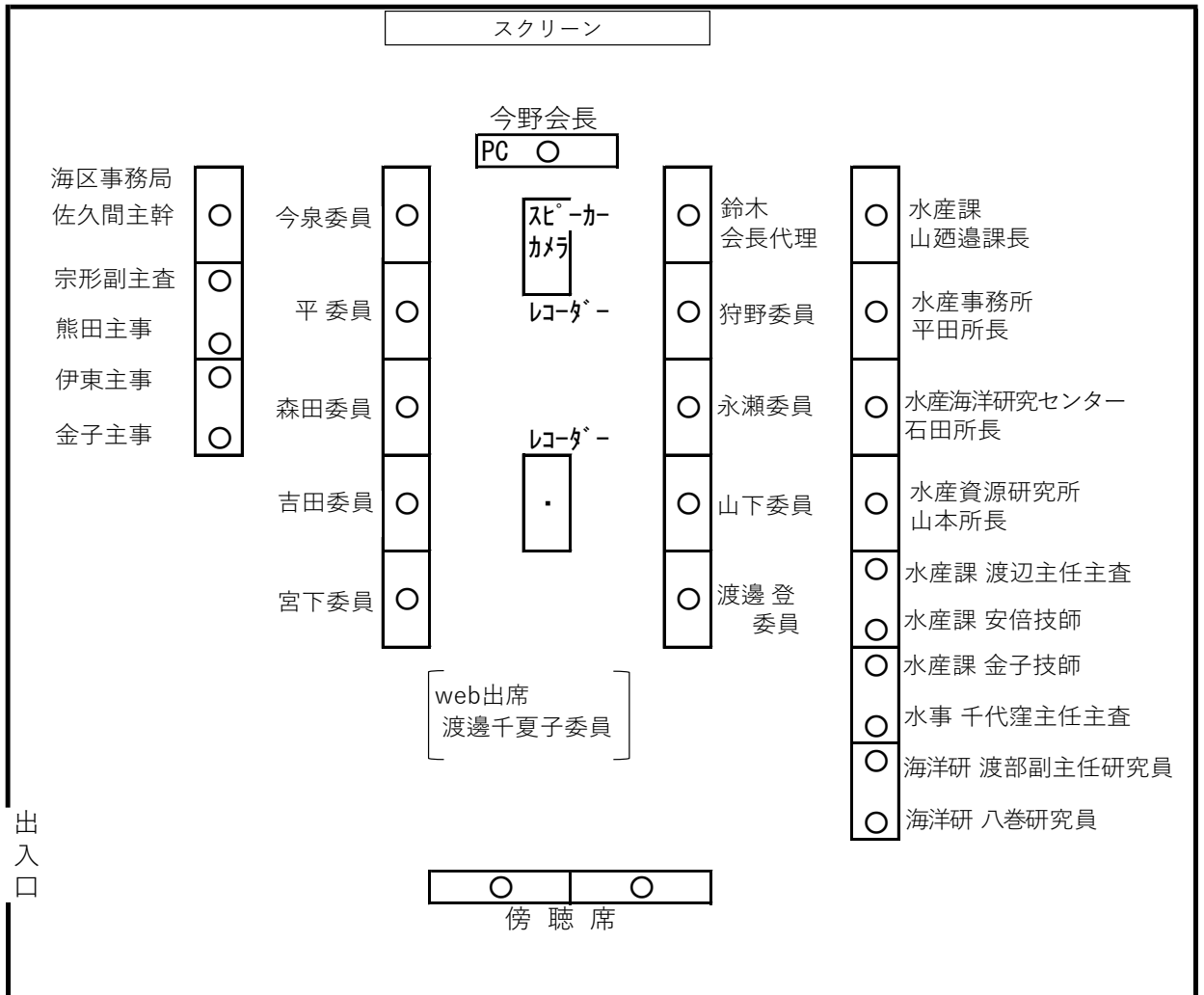
第22期第14回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時 令和5年7月25日(火) 13:30～  
場所 福島県水産会館 1階研修室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	いわき	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	いわき
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	渡辺 透	いわき
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産課技師	安倍 裕喜	いわき
漁業者	狩野 一男	いわき	水産課技師	金子 直道	いわき
漁業者	平 仁一	いわき	水産事務所長	平田 豊彦	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	森田 政利	いわき	水産海洋研究センター 所長	石田 敏則	いわき
漁業者	山下 博行	いわき	水産海洋研究センター 副主任研究員	渡部 翔	いわき
漁業者	吉田 康男	いわき	水産海洋研究センター 研究員	八巻 大吾	いわき
漁業者	渡邊 登	いわき	水産資源研究所長	山本 達也	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	Web	海区委員会事務局 主幹兼次長(業務)	佐久間 徹	いわき
中立	宮下 朋子	いわき	〃 副主査	宗形 莉苗	いわき
			〃 主事	熊田 湧樹	いわき
			〃 主事	伊東 亮太	いわき
			〃 主事	金子 正子	いわき

## 第22期第14回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和5年7月25日(火) 13:30～  
場 所 福島県水産会館 1階研修室



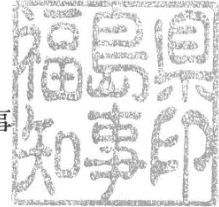
# 議案第1号



5 生流第 1069 号  
令和 5 年 6 月 8 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

福島県告示第            号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業
- 2 配分する数量 12.7トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業
- 2 配分する数量 1.0トン

(別紙)

- 1 概要： 特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和5管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性： 特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更され、令和5年4月27日付け5水管第300号及び令和5年5月19日付け5水管第468号で農林水産大臣より通知された。  
このことから、同法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を当初配分量から変更する必要がある。
- 4 変更の内容： 農林水産大臣から通知された数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能量について、  
「くろまぐろ（小型魚） 11.7トン」を  
「くろまぐろ（小型魚） 12.7トン」に変更する。

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（変更前との差）		
	当初通知 （変更前） 令和4年12月13日付け 4水管第2918号	変更通知 令和5年4月27日付け 5水管第300号	変更通知 （変更後） 令和5年5月19日付け 5水管第468号
くろまぐろ （小型魚）	11.7 トン	12.8 トン （+1.1 トン）	12.7 トン （+1.0 トン）
くろまぐろ （大型魚）	1.0 トン	0.8 トン （-0.2 トン）	1.0 トン （±0 トン）

- ※ 令和4管理年度の漁獲可能量の未利用分が令和5管理年度に繰越されたことに伴う小型魚の数量の変更（1.0トン増）。  
（内訳）R4管理年度からの繰越分：1.1トン（当初配分の1割）－ R4管理年度漁獲実績超過分の差引き：-0.1トン
- ※ 大型魚は混獲管理分として配分されており、繰越による追加配分はなし。
- ※ 令和5年4月27日付け5水管第300号から令和5年5月19日付け5水管468号における変更は、水産庁において追加配分原資の再集計を実施したことによるもの。また、大型魚は混獲管理分として1.0トンが配分さ

(別 紙)

れたことによるもの。

5 諮問予定：令和5年7月25日

第22期第14回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過及び今後のスケジュール)

・令和5年5月19日

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知（令和5年5月19日付け5水管第468号）

・令和5年7月25日

第22期第14回福島海区漁業調整委員会で諮問・答申

・8月中下旬

知事管理漁獲可能量を変更

変更後の知事管理漁獲可能量の公表（県報、水産課ホームページ）

農林水産大臣への報告

(参考)

## 令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲量について

令和5年7月25日  
福島県農林水産部水産課

### 1 令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲量の推移

#### (1) 令和5管理年度の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (2) 知事管理漁獲可能量 (トン)

特定水産資源	当初	変更後 (今回の諮問)
くろまぐろ (小型魚) ※ <sup>1</sup>	11.7	12.7
くろまぐろ (大型魚) ※ <sup>2</sup>	1.0	1.0

※<sup>1</sup>くろまぐろのうち、30キログラム未満のもの

※<sup>2</sup>くろまぐろのうち、30キログラム以上のもの

#### (3) 漁獲量の推移

令和5年6月29日までのくろまぐろ (小型魚) の漁獲量が漁獲可能量を超過した。

特定水産資源	漁獲量 (トン)				消化率 (%)	
	4月	5月	6月	合計	当初	変更後
くろまぐろ (小型魚)	0.096	3.6	13.3	<u>17.0</u>	145.3	<u>133.9</u>
くろまぐろ (大型魚)	0	0	0	0	0	0

### 2 くろまぐろ (小型魚) の採捕停止の経緯

令和5年6月28日時点でくろまぐろ (小型魚) の漁獲量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいことから、漁業法及び福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則に基づき令和5年6月29日付けで当該魚種の採捕の停止を命じた。

採捕してはならない期間：令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

### 3 今後の対応

漁獲量の超過数量分については、水産庁の仲介等による融通により、都道府県別漁獲可能量の追加配分を要望する。





5 生流第 1614 号  
令和 5 年 7 月 10 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間  
及び許可の基準について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）  
第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第  
267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第  
1 項及び規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は  
起業の認可を申請すべき期間並びに同条第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のと  
おり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及  
び規則第 11 条第 3 項並びに同条第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めま  
す。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

小型定置漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

2

3 操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であって漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

4 漁業時期

(1) さけを対象とするとき 毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで

(2) さけ以外を対象とするとき 周年

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

第 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 9 月 19 日から同年 10 月 18 日まで

## 知事許可漁業の許可の基準（案）

令和 5 年 月 日  
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

(別紙)

## 1 概 要

小型定置漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

## 2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び第3項  
福島県漁業調整規則第11条第1項、第3項及び第7項

## 3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の小型定置漁業の許可の有効期間が令和5年11月29日で満了する。令和5年11月30日からの許可等をするに当たり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した漁業者の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

## 4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	小型定置漁業
許可等をすべき漁業者の数※	欄外記載のとおり
操業区域	取扱方針のとおり
漁業時期	
漁業を営む者の資格	福島県に住所を有する者。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。
許可等を申請すべき期間	令和5年9月19日から同年10月18日まで
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に小型定置漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき漁業者の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和4年においては、漁獲量が震災前の約2割に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

- 令和5年6月8日～7月7日 制限措置等案に関する意見聴取（水産課HP）
- ” 7月25日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- ” 9月19日 制限措置等の告示（福島県報、水産課HP）
- ” 9月19日～10月18日 申請期間（1月）
- ” 10月下旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
- ” 11月上旬 許可証発給
- ” 11月30日～ 許可の有効期間開始

議案第3号



5 生流第 1535 号  
令和 5 年 7 月 10 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



漁業の免許について（諮問）

令和 5 年 5 月 11 日付けで決定した福島海区漁場計画に対し、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり申請がありましたので、同法第 70 条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

## I 漁業権免許申請一覧

## 1 区画漁業権

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
区第1号	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	相馬市尾浜地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
区第2号	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	相馬市和田地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
区第3号	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	相馬市岩子地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
区第4号	第1種区画漁業 同 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類垂下式養殖業 貝類養殖業	相馬市新田及び 柏崎地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
区第5号	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	相馬市岩子地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
区第6号	第1種区画漁業 同 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類垂下式養殖業 貝類養殖業	相馬市磯部地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地

免許予定年月日

令和5年9月1日

漁業権存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

## 2 共同漁業権

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
共第1号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市勿来町 関田、勿来町九 面、錦町及び岩 間町字岩下地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
共第2号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	いわき市勿来町 関田、勿来町九 面、錦町及び岩 間町字岩下地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
共第3号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市小浜町 地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
共第4号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	いわき市小浜町 地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
共第5号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市泉町下 川地先	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	いわき市小名浜字 辰巳町41番地



公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
共第6号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	いわき市泉町下 川地先	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	いわき市小名浜字 辰巳町41番地
共第7号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市小名浜 地先	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	いわき市小名浜字 辰巳町41番地
	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業			
共第8号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市江名、 折戸、中之作、 永崎及び小名浜 下神白地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業			
共第9号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市平豊間 及び平薄磯地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地
共第10号	第2種共同漁業	かに刺し網漁業	いわき市平豊間 及び平薄磯地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9 番地

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
共第11号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地
共第12号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地
共第13号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地
共第14号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地
共第15号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地
共第16号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町地先	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
共第17号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第18号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第19号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	双葉郡浪江町、同郡双葉町及び南相馬市小高区地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第20号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	双葉郡浪江町及び同郡双葉町地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第21号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	南相馬市原町区及び同市鹿島区地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
	第2種共同漁業	さけ角網漁業			
共第22号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	相馬市磯部及び蒲庭地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第23号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	相馬市磯部地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権免許申請者	漁業権免許申請者の住所
共第24号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	相馬市原釜及び 尾浜地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第25号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	相馬郡新地町駒 ヶ嶺地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第26号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	相馬郡新地町今 泉、大戸浜、谷 地小屋及び大字 埴木崎地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地
共第27号	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業 いわし・さば小型 定置漁業	相馬市、南相馬 市及び相馬郡新 地町地先	相馬双葉漁業協同組合	相馬市尾浜 字追川196番地

免許予定年月日 令和5年9月1日  
 漁業権存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

## Ⅱ 漁業権免許申請提出書類一覧

## 1 区画漁業権

公示番号	申請年月日	申請受理年月日	申請者	申請書	収入証紙	定款※	登記事項証明書※	事業計画書等※ (漁業生産力の発展に関する計画)	法第72条第2項第1号の要件を満たすことを証する書面	漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意を証する書類	総会議事録※	備考
区第1号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	
区第2号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	—	○	
区第3号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	
区第4号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	
区第5号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	
区第6号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	—	○	

## 2 共同漁業権

公示番号	申請年月日	申請受理年月日	申請者	申請書	収入証紙	定款※	登記事項証明書※	事業計画書等※ (漁業生産力の発展に関する計画)	法第72条第2項第2号の要件を満たすことを証する書面	総会議事録※	備考
共第1号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第2号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第3号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第4号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第5号	令和5年6月28日	令和5年7月4日	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第6号	令和5年6月28日	令和5年7月4日	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第7号	令和5年6月28日	令和5年7月4日	小名浜機船底曳網 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第8号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第9号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第10号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第11号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第12号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	

公示番号	申請年月日	申請受理年月日	申請者	申請書	収入証紙	定款※	登記事項証明書※	事業計画書等※ (漁業生産力の発展に関する計画)	法第72条第2項第2号に 該当することを証する書面	総会議事録※	備考
共第13号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第14号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第15号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第16号	令和5年6月29日	令和5年7月4日	いわき市漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第17号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第18号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第19号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第20号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第21号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第22号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第23号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第24号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第25号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第26号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	
共第27号	令和5年6月19日	令和5年7月4日	相馬双葉漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	

※は、同一の申請者が同時に複数の申請を行う場合、いずれかの申請書に添付してあれば可。

## Ⅲ 漁業権免許適格性等審査一覧

## 1 区画漁業権

公示番号	関係地区	申請者	水協法第48条、第50条関係					漁業法第71条第1項関係					競願の有無	備考 (総会開催日)	
			総会の決議	正組合員の数	総会出席の正組合員数	漁業権取得賛成数	適否	漁業法第72条第2項の適格性の有無				第4号の同意の有無			
								沿岸漁業者の世帯数	関係地区内の組合員の世帯数	関係地区内の組合員の世帯数	比率 (b/a) %				適格性の有無
(A)	(B)	(a)	(b)	(C)	(D)										
区第1号	相馬市尾浜	相馬双葉 漁業協同組合	○	730	658	657	適	41	41	100%	有	有	無	無	令和5年5月23日
区第2号	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札ノ沢及び尾浜字札ノ沢		○	730	658	657	適	33	33	100%	有	—	無	無	令和5年5月23日
区第3号	相馬市岩子		○	730	658	657	適	69	69	100%	有	有	無	無	令和5年5月23日
区第4号	相馬市新田、柏崎及び程田字大師前		○	730	658	657	適	10	10	100%	有	有	無	無	令和5年5月23日
区第5号	相馬市尾浜及び岩子		○	730	658	657	適	102	102	100%	有	有	無	無	令和5年5月23日
区第6号	相馬市磯部		○	730	658	657	適	9	9	100%	有	—	無	無	令和5年5月23日

## 2 共同漁業権

公示番号	関係地区	申請者	水協法第48条、第50条関係					漁業法第71条第1項関係					競願の有無	備考 (総会開催日)
			総会の決議	正組合員の数	総会出席の正組合員数	漁業権取得賛成数	適否	漁業法第72条第2項の適格性				不免許事項該当の有無		
								沿岸漁業者の世帯数	関係地区内の組合員の世帯数	関係地区内の組合員の世帯数	比率 (b/a) %			
(A)	(B)	(a)	(b)	(C)	(D)									
共第1号	いわき市勿来町及び錦町	いわき市 漁業協同組合	○	225	174	173	適	21	21	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第2号			○	225	174	173	適	21	21	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第3号	いわき市小浜町		○	225	174	173	適	18	18	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第4号			○	225	174	173	適	18	18	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第5号	いわき市小名浜及び泉町	小名浜機船 底曳網 漁業協同組合	○	35	19	18	適	8	8	100%	有	無	無	令和5年6月3日
共第6号			○	35	19	18	適	8	8	100%	有	無	無	令和5年6月3日
共第7号	いわき市小名浜		○	35	19	18	適	8	8	100%	有	無	無	令和5年6月3日
共第8号	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白	いわき市 漁業協同組合	○	225	174	173	適	51	51	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第9号	いわき市平豊間及び平薄磯		○	225	174	173	適	22	22	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第10号			○	225	174	173	適	22	22	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第11号	いわき市平沼ノ内及び平神谷作		○	225	174	173	適	12	12	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第12号		○	225	174	173	適	12	12	100%	有	無	無	令和5年6月20日	

公示番号	関係地区	申請者	水協法第48条、第50条関係					漁業法第71条第1項関係				競願の有無	備考 (総会開催日)	
			総会の決議	正組合員の数	総会出席の正組合員数 (A)	漁業権取得賛成数 (B)	適否	漁業法第72条第2項の 適格性						
								沿岸漁業者の世帯数 (a)	関係地区内の組合員 の属する世帯数 (b)	比率 (b/a) (%) (C)	適格性の有無			不免許事項該当の有無 (D)
共第13号	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網	いわき市 漁業協同組合	○	225	174	173	適	13	13	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第14号			○	225	174	173	適	13	13	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第15号			○	225	174	173	適	30	30	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第16号			○	225	174	173	適	30	30	100%	有	無	無	令和5年6月20日
共第17号	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢	相馬双葉 漁業協同組合	○	730	658	657	適	8	8	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第18号			○	730	658	657	適	8	8	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第19号			○	730	658	657	適	54	54	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第20号			○	730	658	657	適	54	54	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第21号	南相馬市原町区及び同市鹿島区	相馬双葉 漁業協同組合	○	730	658	657	適	31	31	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第22号	相馬市磯部及び蒲庭		○	730	658	657	適	34	34	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第23号	相馬市		○	730	658	657	適	140	140	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第24号	相馬市原釜、尾浜及び新沼		○	730	658	657	適	106	106	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第25号	相馬市原釜、尾浜及び新沼並びに相馬郡新地町		○	730	658	657	適	138	138	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第26号	相馬郡新地町		○	730	658	657	適	32	32	100%	有	無	無	令和5年5月23日
共第27号	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、双葉郡浪江町及び同郡双葉町		○	730	658	657	適	261	261	100%	有	無	無	令和5年5月23日

(A) は、正組合員の1/2以上の出席、(B)は、議決権の2/3以上の賛成で適

(C) は、2/3以上の比率で適

(D) は、漁業法第71条第1項第1号～第4号



## 1 概 要

現在免許している漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了となることから、同年9月1日以降の漁業権の内容となる福島海区漁場計画を同年5月11日に定めた。

今般、当該漁場計画について、別紙のとおり免許の申請があったことから、知事が免許をするに当たり、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

## 2 根拠法令等

法第70条（海区漁業調整委員会への諮問）

## 3 内 容

### （1）漁業権ごとの申請者

別紙漁業権免許申請一覧のとおり。

区画漁業権6件に対し、既存の漁業権者である相馬双葉漁業協同組合から申請があった。

共同漁業権27件に対し、既存の漁業権者であるいわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合及び相馬双葉漁業協同組合から申請があった。

### （2）免許申請に係る提出書類

別紙漁業権免許申請提出書類一覧のとおり。

漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第25条に定める書類について、いずれも申請期間内（令和5年5月23日から同年6月30日まで）に提出され、その内容に不備はない。

### （3）適格性等の審査

別紙漁業権免許適格性等審査一覧のとおり。

#### ア 漁業権の取得に係る総会の決議の適否について

漁業権の取得については、総会における特別決議が必要な事項であるが、いずれも適切に決議されている。

#### イ 免許の適格性について

いずれも法第72条第2項各号の適格性を有しており、法第71条第1項に掲げる不免許事項に該当するものはない。

## 4 諮問予定

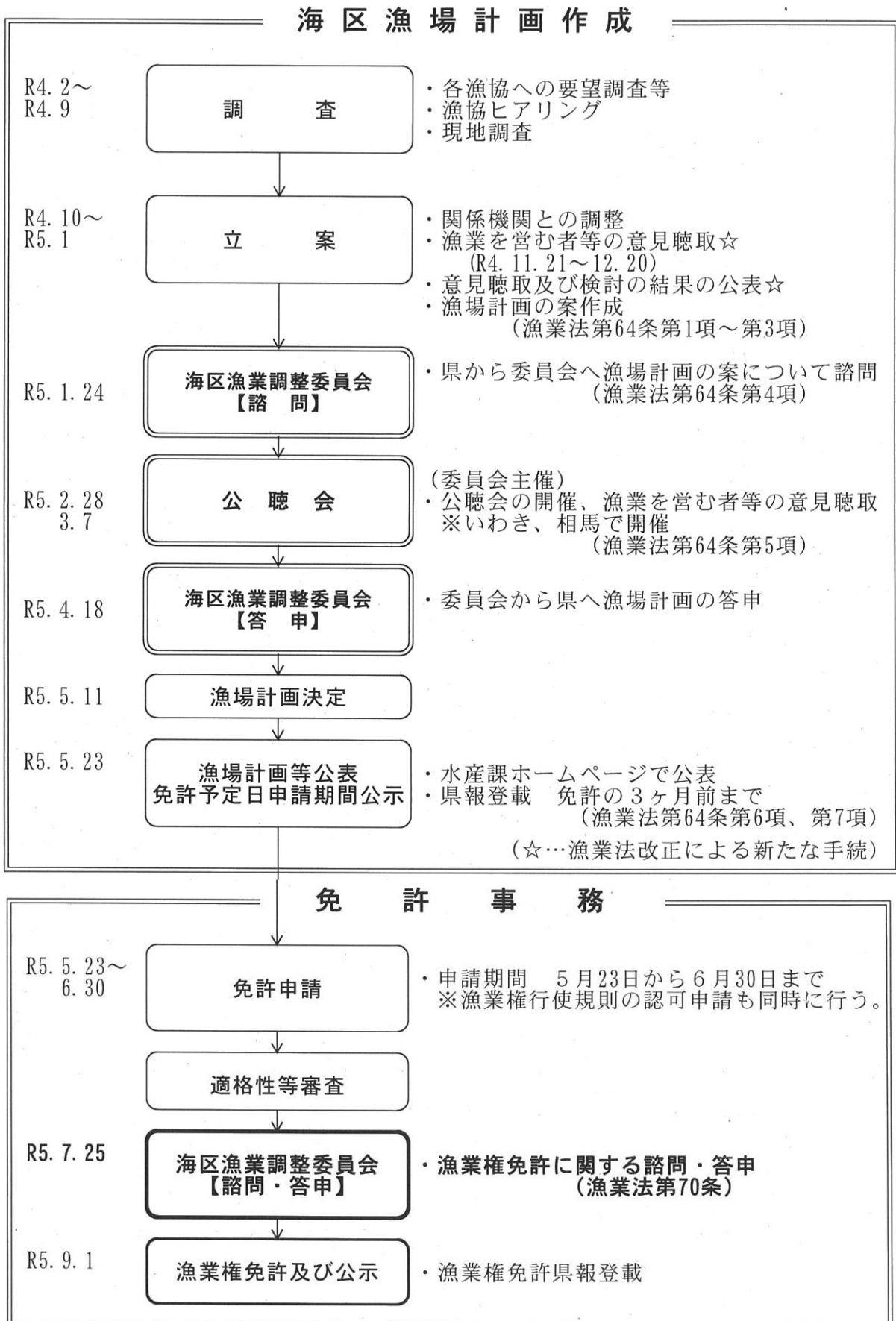
令和5年7月25日開催 第22期第14回福島海区漁業調整委員会で諮問

## 5 経過及び今後の予定

漁業権切替事務の流れのとおり

# 漁業権切替事務の流れ

(参考)



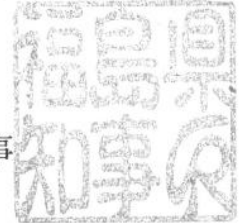
議案第4号



5 生流第 1615 号  
令和 5 年 7 月 10 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正に  
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

24 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表 (案)

改正案	現行取扱方針	備考
<p>24 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>第1、第2 略</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有する者。法人にあつては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。</p> <p>第4、第5 略</p>	<p>24 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>第1、第2 略</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。法人にあつては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。</p> <p>第4、第5 略</p>	<p>制限措置等を告示するに当たり文書法規上の修正が加えられた箇所について、告示に倣い取扱方針の規定ぶりを修正する。</p>

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

## 24 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

### （趣 旨）

第1 小型定置漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### （定義）

第2 小型定置漁業とは、漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 27 メートル未満であるものをいう。

### （制限措置）

第3 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型定置漁業

(2) 操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であって漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

(3) 漁業時期

さけを対象とするときは毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで

さけ以外を対象とするときは周年

ただし、漁場条件及び操業協定等を勘案して短縮することがある。

(4) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

### （許可等の条件）

第4 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

(1) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

### （許可等をしない場合）

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) 申請者が、共同漁業権漁場内で操業する場合にあっては、当該漁場の漁業権者及び当該漁場に隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の書面による

同意が得られないとき。

- (2) 申請者が、共同漁業権漁場以外の水深 27 メートル未満の漁場で操業する場合にあっては、当該漁場の位置から陸側に接する共同漁業権漁場及び隣接する共同漁業権漁場の漁業権者の書面による同意が得られないとき。
- (3) さけの採捕を目的とした小型定置漁業について、漁業協同組合以外の者から申請があったとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。  
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から 1 か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 48 年 9 月 21 日）は廃止する。

附 則

この方針は令和 5 年 月 日から施行する。

(別紙)

1 改正の概要

小型定置漁業の許可等に関する取扱方針第3(4)の制限措置のうち漁業を営む者の資格の規定について、制限措置等を告示するに当たり文書法規上の修正が加えられたものについて、告示に倣い取扱方針の規定ぶりを修正するもの。

2 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

(今後の予定)

令和5年7月25日 第22期第14回福島海区漁業調整委員会で協議  
(委員会からの回答後) 決定、施行

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数7トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

四 制限又は条件

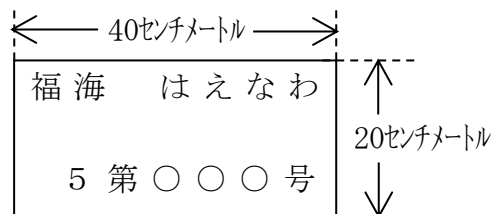
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

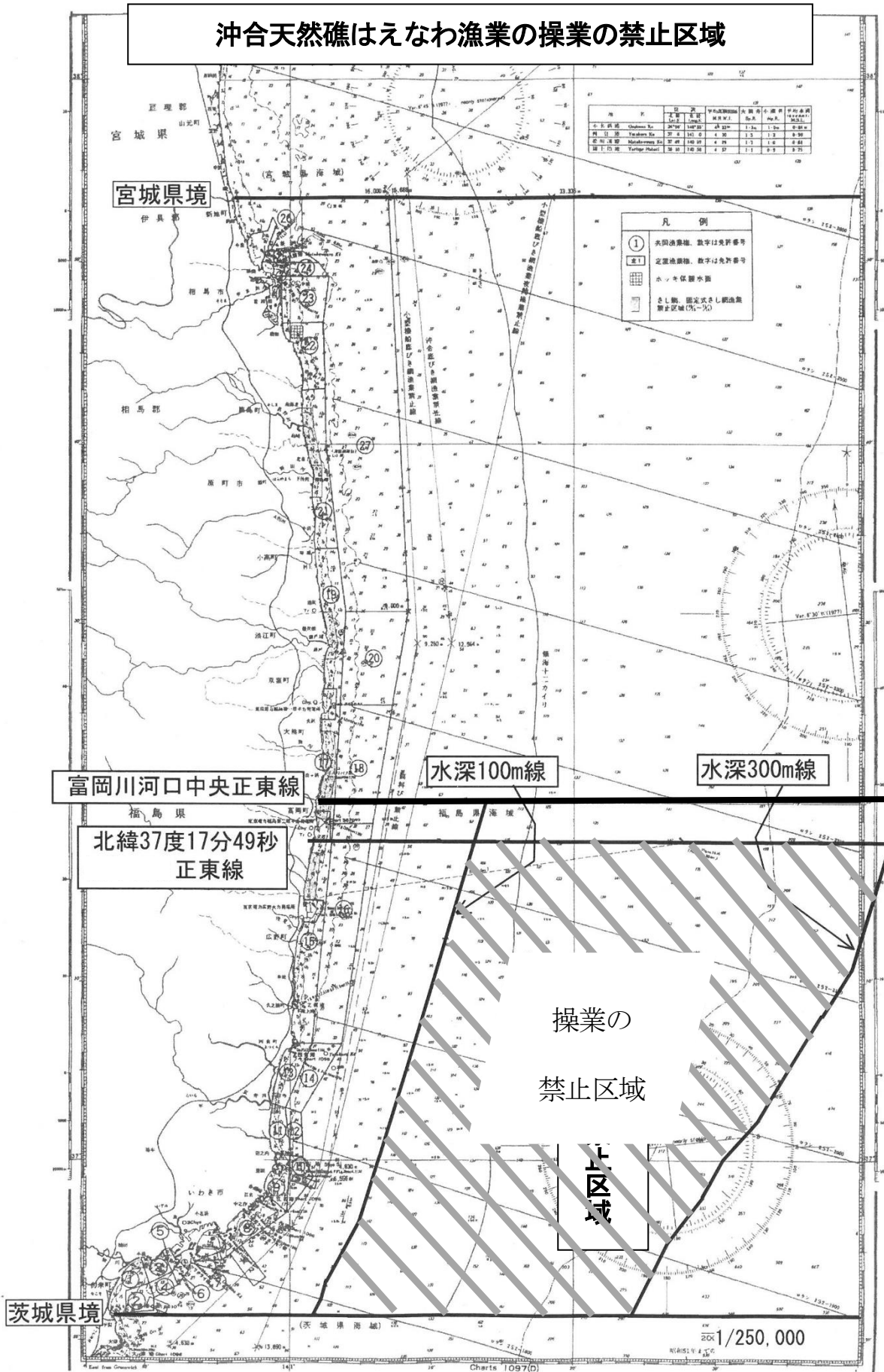
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。



# 沖合天然礁はえなわ漁業の操業の禁止区域



## 沖合天然礁はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 60 年

対象魚種：マダラ

承認海域：富岡川以南の沖合天然礁海域（通称「沖天」）

### 【指示発動までの経過】

昭和 57 年：千葉県船（外川港）の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による沖天漁場独占への苦情。

昭和 58～59 年：茨城県（川尻港）はえなわ船による沖天漁場独占への苦情。

昭和 59 年 1 月：四倉～江名の漁業者による対県強訴。

➡ 3 年越し要望の他県船排除（許可制移行）を強要。

### 【指示発動の理由】（第 13 期第 2 回委員会：昭和 60 年 1 月 21 日）

- ・はえなわ漁業は、隣の茨城県は（知事）許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
- ・県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら（知事許可移行で）処置することと位置付けた。

### 【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3ト以上 ～7ト未満 3ト以上	2/1～ 翌1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南＋水深100m以深</li> <li>・承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。</li> <li>・県内実績船⇒ 勿来の1隻には内部で自粛を求める。</li> </ul>
S62			<ul style="list-style-type: none"> <li>・請戸はえなわ船7隻が新規着業</li> </ul>
H 1 1月 12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。</li> <li>・県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意</li> </ul>
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意</li> <li>* 県内操業船：勿来3隻＋請戸7隻</li> </ul>
H 2 6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定</li> <li><b>承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与</b> (勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1 四倉2 久之浜3) 計 17隻</li> <li>承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深 ⇒ ガス田以南は水深350m以深</li> </ul>
H 4 1月	7ト未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深 (相双地区) ⇒ ガス田以南は水深350m以深 (いわき地区)</li> <li>*いわき地区に「沖天利用協議会」発足、操業協定締結</li> </ul>
H 6 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象漁業から「浮きはえなわ」を除外</li> </ul>
H12 1月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調</li> </ul>
H16-17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議</li> </ul>
H17			<ul style="list-style-type: none"> <li>承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施 (参加実績：四倉2隻＋江名1隻)</li> </ul>
H18 7月		10/1～ 翌3/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会で制限条件見直しを合意⇒禁止水深350m→300m (参加実績：四倉2隻＋江名1隻)</li> </ul>
H20 2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了 (参加実績：江名1隻)</li> </ul>

表1 はえなわ漁業承認・操業実績

(操業隻数/承認隻数)

年度	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	いわき計	請戸	合計
H22	3/3	0	0	0	0	0	0/2	0/2	3/7	0/1	3/8
H23~26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1/3	0	0	0	0	0	0	0	1/3	0	1/3
H28,29	0/3	0	0	0	0	0	0	0	0/3	0	0/3
H30	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R1	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R2	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R3	0/3	0	0	0/1	0	0	0	0	0/4	0	0/4
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	は え な わ (A)									一 本 釣 (B)			計(A+B)		
	勿 来 (ア)			勿 来 以 外 (イ)			い わ き 地 区 (ア+イ)			kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg						
24	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
25	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
26	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
27	747	-	-	0	-	-	747	-	-	0	-	-	747	-	-
28	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
29	0	0	-	0	0	-	0	0	-	57	9	158	57	9	158
30	0	0	-	0	0	-	0	0	-	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R3	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
R4	0	0	-	0	0	-	0	0	-	11	6	545	11	6	545

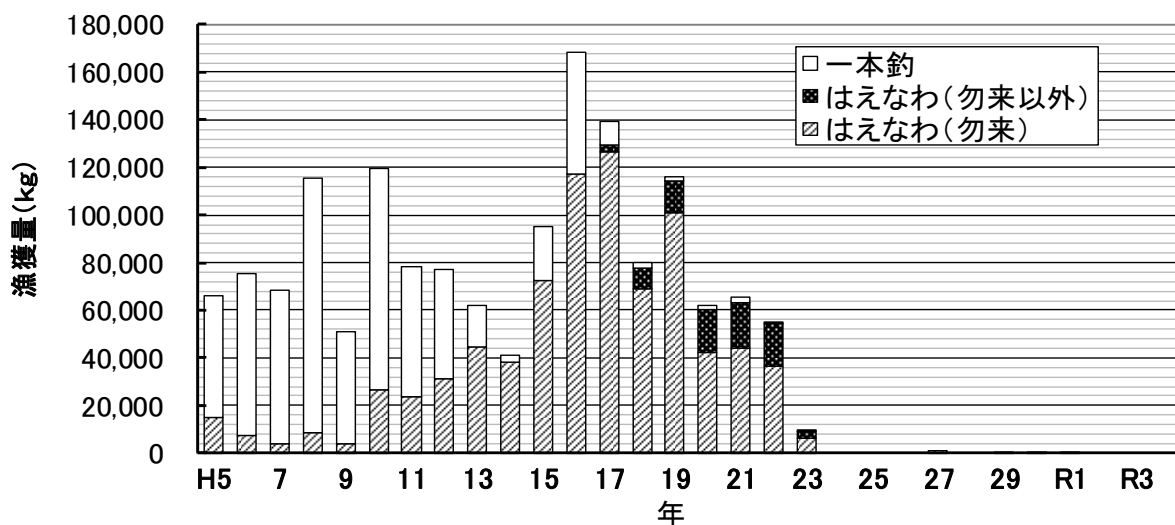


図1 いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和5年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

## 河口付近はえなわ漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和56年

対象魚種：サケ（回帰親魚）

対象海域：主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

### 【指示発動までの背景】

発端：本県サケ増殖団体から要望（全沿岸域沖合1kmをサケ採捕禁止区域にしたい）

背景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）

経過：県は漁業調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止する方向で検討。

海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討→現在の禁止区域で答申

河口付近の禁止区域の南北距離は5km（請戸川北側の3kmは特例的距離）

昭49年：県の調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止（旧規則45条の2）

漁業：刺し網、固定式刺し網。禁止期間：10月15日から11月14日。

昭55年：・岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚の確保が危惧された。

・遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

### 【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

- ・サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。
- ・スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、サケ資源増大の重要性に鑑み、指示発動を決議する。

### 【指示内容等の推移】

年度	禁止河口域
昭和56年度	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の9河川
平成17年度	増殖事業を終了した鮫川を対象外(H13度:最終放流、H16度:最終回帰)
平成29年度	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
〃	福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し、規則から削除。
令和3年度	操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。(第41条の2)

表1 本県のサケ親魚回帰状況

年度	採捕尾数(尾)			河川遡上率 (%)	4年前の稚 魚放流数(千 尾)	全体回帰率 (%)	河川回帰率 (%)
	海面 A	河川 B	合計 C	$B/C \times 100$	D	$C/D \times 100$	$B/D \times 100$
H14	131,885	262,572	394,457	66.6	56,366	0.70	0.47
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.67
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04
R3	28	1,262	1,290	97.8	10,510	0.01	0.01
R4	18	2,003	2,021	99.1	12,812	0.02	0.02

註1) H26～H29年の「採捕尾数(海面)」は、いわき地区の試験操業(さし網)による。

H29の採捕尾数=水揚数量(kg)/H28の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2) H23～H26年の「採捕尾数(河川)」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3) H27～29年の「稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4) H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから、参考値として記載。

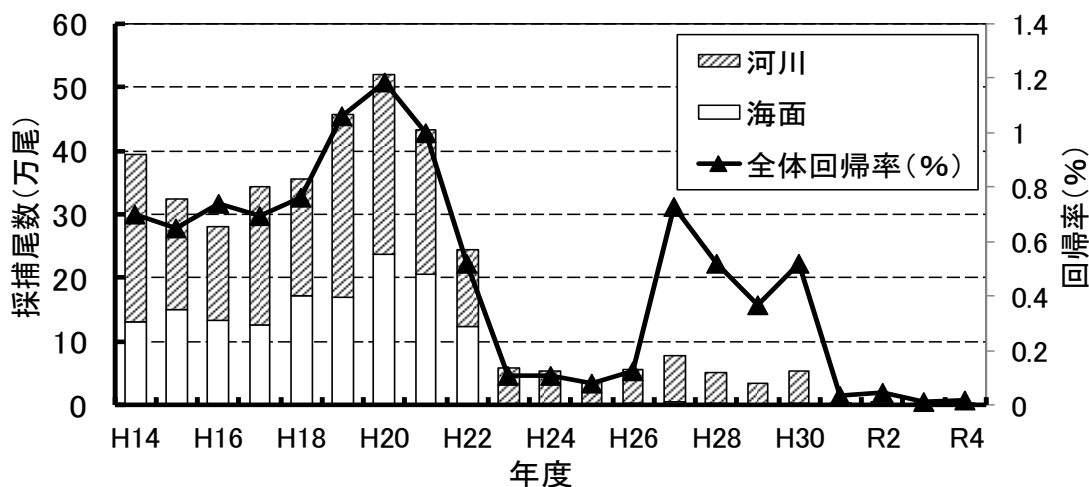
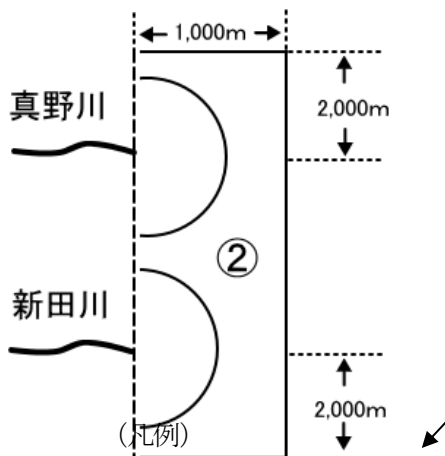


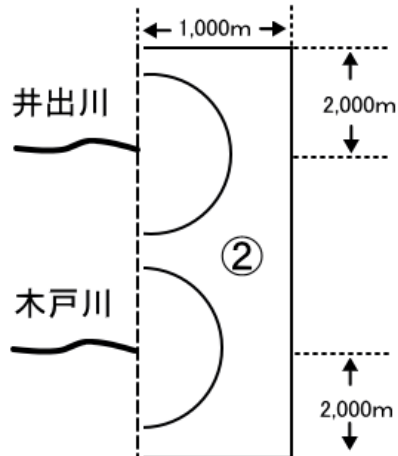
図1 本県のサケ親魚回帰状況の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域  
(下記概略図に示す②の区域)

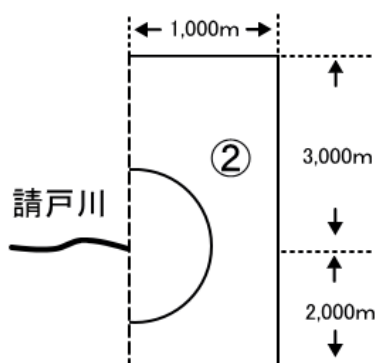
第41条の2第1号



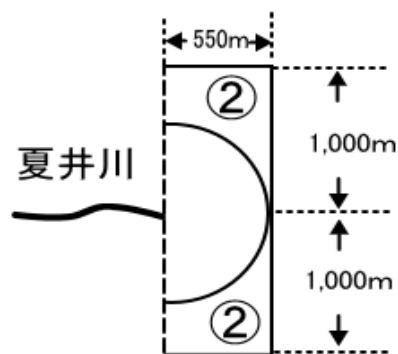
第41条の2第4号



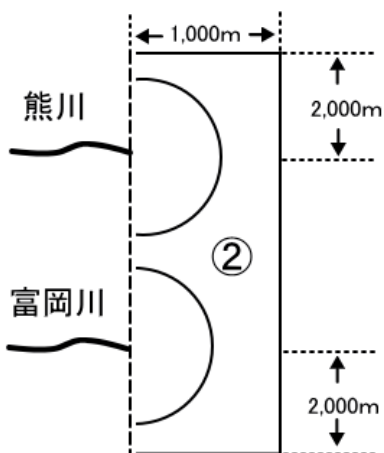
第41条の2第2号



第41条の2第5号



第41条の2第3号



(凡例) 最大高潮時海岸線

**【福島県漁業調整規則】**

① 第41条 (半径550m)  
・河口付近における採捕制限  
・毎年9/1～翌年5/31

② 第41条の2 (①との重複区域を除く)  
・刺し網及び固定式刺し網の禁止  
・毎年10/15～11/14

**今回の海区委員会指示による禁止区域は②と同じ区域**

- ・小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない。  
(第13期第13回委員会 S62.8.25)。
- ・鮫川は、平成13年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない (第18期第5回委員会 H17.7.28)。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第1項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までとする。



## 定置・小型定置漁業の保護区域 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）

対象魚種：サケ等（小型定置）

保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

### 【指示発動の経過等】

○定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすこととし、昭和27年5月の委員会で指示の発動を決定した。

○県定置網漁業協会長から海区委員会に対して陳情がなされた。（昭和32年5月）

- ・ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。

- ・かつて40ヶ統を誇り県内総漁獲高の約2割を占めた本県定置網は10ヶ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

○大型船への流し網漁業許可の動きに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。（昭和32年5月）

※東日本大震災前の小型定置網（合計7ヶ統）

共同漁業権漁業：磯部のいわしさば小型定置網1、鹿島のさけ角網2

知事許可漁業：原釜1、磯部1、鹿島2

※東日本大震災後は、漁具被害によりすぐに操業再開できず。

令和2年11月に知事許可漁業の申請があり、2件（磯部1、鹿島1）が許可を受けた。

### 【指示内容等の推移】

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区漁業調整委員会指示第1号(S27. 5. 27)の記録あり。
S32. 5	(大型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	(小型定置保護区指示発動) 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対象：県内一円の9ヶ統 有効期間：網張りの都度(1年以内=春秋?)	・S36. 9に県定置網漁業協会長名で小型定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を前提にした承認方向の確認
S39. 7	(大型定置保護区指示発動) 対象：4ヶ統全て(勿来~久之浜) 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40. 12	(小型定置保護区指示発動) 対象：県内一円の16ヶ統(勿来~鹿島)	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	(大型定置と小型定置の指示を一本化) 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	(大型定置を対象から削除) 対象漁業：小型定置(さけ角網漁業を含む) 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	

## 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

## 1 改正の趣旨

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」の改正により、「福島県個人情報保護条例（平成 6 年福島県条例第 71 号。以下「条例」という。）」が廃止されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

## 2 改正の内容

廃止された条例を引用している箇所を改正する。

改正条項	改正内容
第 12 条第 1 項 第 3 号	「福島県個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

## 3 施行期日

県報登載日とする。

## 4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島海区漁業調整委員会運営規程（昭和35年福島海区漁業調整委員会告示第2号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>○福島海区漁業調整委員会運営規程</p> <p>第一条～第十一条（略）</p> <p>（会長の専決事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 <u>個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）</u>、 <u>個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）</u>及び<u>福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）</u>の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。</p> <p>2、3（略）</p> <p>第十三条～第十五条（略）</p>	<p>○福島海区漁業調整委員会運営規程</p> <p>第一条～第十一条（略）</p> <p>（会長の専決事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 <u>福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）</u></p> <hr/> <p>_____の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。</p> <p>2、3（略）</p> <p>第十三条～第十五条（略）</p>

○福島海区漁業調整委員会運営規程（案）

（この規程の目的）

第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）に定めるもののほか、福島海区漁業調整委員会の会議その他委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の任期）

第二条 会長の任期は、当該会長である委員の任期とする。

（会議の招集）

第三条 福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わつて行う。

3 委員会の会議の招集は、その会議を行う日の五日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員、当該議題を調査審議するために選任した専門委員及び当該議題に係る関係者に文書により通知して行う。

4 会長は、委員の過半数から、委員会の会議に付議すべき議題を示して、委員会の会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から七日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

5 委員並びに第三項に規定する専門委員及び関係者は、会長が認めた場合、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に参加することができる。この場合においては、委員の参加は漁業法第四百四十五条に規定する出席とみなす。

（議題）

第四条 委員会の会議では、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した議題についてのみ議決するものとする。

2 会長は、緊急に審議する必要があると認める議題については、前項の規定にかかわらず、委員会の会議の議決を受けて議題とすることができる。

（県職員の出席依頼）

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に県職員の出席を求めることができる。

(陳情等の取扱い)

第六条 陳情、請願その他これらに類するものについては、審議の上、採択するかしないかを決定する。

2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を、当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。

(欠席届)

第七条 委員又は第三条第三項の規定により通知を受けた専門委員は、病気その他の理由により委員会の会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(小委員会)

第八条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員三人以上で組織する。

3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。

4 小委員会の会議その他小委員会の運営については、委員会に関する規定の例による。

5 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果を文書で委員会に報告しなければならない。

6 小委員会は、付託された議題の調査及び審議を終了したときは、消滅する。

(傍聴)

第九条 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、必要な指示をするものとする。

2 会長は、委員会の会議の秩序を保持するため特に必要があると認めるときは、漁業法第百四十五条第三項の規定により会議の公開の原則を害さない限度において、委員会の会議を傍聴しようとする者について、その数その他必要な制限をすることができるものとする。

(傍聴禁止)

第十条 会長は、委員会の会議を傍聴しようとする者が次の各号の一に該当する者であるときは、その者の当該会議の傍聴を禁止し、又はその者に対して会議場から退場することを命ずるものとする。

- 一 銃器その他危険なものを所持している者
- 二 酒気を帯びている者

(議事録)

第十一条 委員会の会議の議事録には、会長及び会長が議事録署名人として指名する委員二人が、これに署名押印するものとする。

2 委員会の会議の議事録は、福島海区漁業調整委員会のウェブサイト上で公表する。

(会長の専決事項)

第十二条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 漁業法第二百二十条第一項の規定による指示に基づく操業の承認
  - 二 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第十一条第一項の規定による決定及び通知、同条第二項の規定による決定及び通知、同条例第十二条第二項の規定による通知並びに同条例第十三条の規定による通知
  - 三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。
- 2 会長は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会を招集するいとまがないときは、これを専決することができる。
- 3 会長は、前二項の規定により専決をした事項について、次回委員会の会議においての委員会に報告しなければならない。

(事務局及び書記)

第十三条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。




- 2 事務局に書記を置く。
- 3 事務局及び書記に関して必要な事項は、別に定める。

(公示)

第十四条 委員会の公示は、福島県報に登載して行うものとする。ただし、緊急に処理することを要する事案で福島県報に登載するいとまのないものについては、委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(公印)

第十五条 委員会の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	寸法 〔単位ミリメートル〕	字体	ひな形
福島海区漁業調整委員会印 (縦書き文書用)	方三〇	古印体	
同 (横書き文書用)	同	同	
福島海区漁業調整委員会会長印 (縦書き文書用)	方二一	同	
同 (横書き文書用)	同	同	

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

知事部局において「知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県規則第162号）」が改正されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

2 改正の内容

公文書の開示等に係る費用負担の区分を改正する。

その他、様式の所要の改正。

改正条項等	改正内容
別表第1 (第10条関係)	交付に係る費用負担の表を整理する。
別表第2 (第10条関係)	「カセットテープ」等による開示方法を削除し、「DVD」による開示方法を追加する。
様式第1号 (第2条関係)	様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3 施行期日

県報登載日とする。

4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。



福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年福島海区漁業調整委員会告示第3号）新旧対照表（案）

改正案		現行	
○福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程		○福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程	
第一条～第十一条（略）		第一条～第十一条（略）	
別表第一（第十条関係）		別表第一（第十条関係）	
区分	金額	区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものを除く。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円	一 複写機による写しの交付	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円	イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用	二 一 以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当	三 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当

		する額
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		
別表第二（第十条関係）		
区分	金額	
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出 力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円	
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカ ラーで出力したものの交付	一枚につき三十円	
(削除)	(削除)	
(削除)	(削除)	

		する額
備考 一の項又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		
別表第二（第十条関係）		
区分	金額	
一 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー 複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規 格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限 る。）	一枚につき十円	
二 カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。） による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の 大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき三十円	
三 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業 規格X六二二三に適合する幅九十九ミリメートルの ものに限る。）に複写した物の交付	一枚につき三十円	
四 録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八 に適合する記録時間百二十分のものに限る。）に 複写した物の交付	一卷につき百円	

(削除)	(削除)		
三 CD-R (日本産業規格XO六〇六及びX六二八―に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき七十円		
四 DVD-R (日本産業規格X六二四―に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき百円		(新設)
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用	七 一から六まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写した物の作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額	八 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等 の送付に 要する費用に相当する額
備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。			
五 ビデオカセットテープ (日本工業規格C五五八―に適合する記録時間百二十分のものに限る。)に複写した物の交付			一卷につき二百円
六 光ディスク (日本工業規格XO六〇六及びX六二八―に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写した物の交付			一枚につき七十円
		(新設)	(新設)

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

福島県海区漁業調整委員会会長

請求者 住所又は所在地 (郵便番号 )  
氏名又は名称  
(代表者の氏名)  
連絡先 (電話番号 )

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は複製 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 )

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する海区漁業調整委員会事務局における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

福島県海区漁業調整委員会会長

請求者 住所又は所在地 (郵便番号 )  
氏名又は名称  
(代表者の氏名)  
連絡先 (電話番号 )

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は複製 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 )

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する海区漁業調整委員会事務局における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

○福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（案）

（趣旨）

第一条 この規程は、福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が保有する公文書の開示等について、福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書開示請求書）

第二条 条例第六条第一項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）とする。

（公文書開示決定通知書等）

第三条 条例第十一条第一項本文又は第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 条例第十一条第一項本文の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第二号）

二 条例第十一条第一項本文の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書一部開示決定通知書（様式第三号）

三 条例第十一条第二項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第十条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの開示をしない旨の決定を含む。） 公文書不開示決定通知書（様式第四号）

（公文書開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十二条第二項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第五号）により行うものとする。

（公文書開示決定等期間特例適用通知書）

第五条 条例第十三条の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例適用通知書（様式第六号）により行うものとする。

（事案移送通知書）

第六条 条例第十四条第一項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第七号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第七条 条例第十五条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る公文書に記録されているその第三者に関する情報の内容

三 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第十五条第一項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（様式第八号）又は口頭により行うものとする。

3 条例第十五条第二項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

4 条例第十五条第三項（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、公文書の開示に係る通知書（様式第九号）により行うものとする。

（公文書の開示）

第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書（公文書を複写した物を含む。以下この条において同じ。）の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、公文書の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写しの交付の部数は、公文書一件名につき一部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

（費用負担）

第十条 条例第十八条第一項の実施機関が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第十八条第二項の実施機関が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第十八条に規定する費用は、前納とする。

（平二一海漁調委告示一・一部改正）

（審査会諮問通知書）

第十一条 条例第二十条の規定による通知は、審査会諮問通知書（第十号様式）により行うものとする。

別表第一（第十条関係）

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第十条関係）

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 CD-R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

公文書開示請求書

年 月 日

福島県海区漁業調整委員会会長

(郵便番号 )

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号 )

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 )

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する海区漁業調整委員会事務局における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

※ 様式第2号～様式第10号 (略)



## 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等 に関する規程の制定について

### 1 制定の趣旨

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、県における個人情報保護制度については、法の規定が直接適用されることとなったため、知事部局において「福島県個人情報保護条例」（平成6年福島県条例第71号）を廃止し、「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年福島県条例第69号。以下「施行条例」という。）を新たに制定した。

当委員会においても、法改正及び施行条例の制定に対応するために、現行の規程を廃止し、新たに必要な事項を定めるもの。

### 2 制定の内容

法及び施行条例において、当委員会が定めることとされている開示の方法及び開示に係る費用負担について定める。

### 3 施行期日

県報登載日とする。

### 4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

## ○福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（案）

### （趣旨）

第一条 この規程は、福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （開示の実施）

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

### （電磁的記録の開示の方法）

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

### （費用負担）

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。

4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

## 附 則

- 1 この規程は、令和五年 月 日から施行する。
- 2 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

### 別表第一（第四条関係）

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

### 別表第二（第四条関係）

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 CD—R（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 DVD—R（日本産業規格X六二四一に適合する直	一枚につき百円

径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。



5 生流第 1 5 8 6 号  
令和 5 年 7 月 1 0 日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県農林水産部長



福島県水産業振興審議会委員候補者について（依頼）

本県水産行政の推進につきましては、日頃より御指導、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、県では、水産業に関する基本的な事項及び水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議するための知事の附属機関として福島県水産業振興審議会を設置しておりますが、令和5年10月31日をもって現委員の任期満了を迎えることから、新たに下記のとおり委員の委嘱を行うこととしております。

つきましては、貴会から候補者1名を推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新委員の任期  
令和5年11月1日から2年間
- 2 業務内容  
福島県水産業振興審議会への付議案件の審議（年1回程度開催予定）
- 3 報酬日額  
県の規定による額（令和5年度 1回あたり8,800円）  
※旅費は県の規定により別途お支払いいたします。

（事務担当 水産課 技師 安倍 電話 024-521-7376）

## 附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日

福島県条例第35号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

### 附 則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

#### 別表(抜粋)

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する。

福島県水産業振興審議会規則

昭和34年5月15日

福島県規則第39号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和29年福島県条例第35号)第3条の規定に基き、福島県水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 1 市町村の長 2人以内
- 2 県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員 5人以内
- 3 海区漁業調整委員会の委員 1人
- 4 漁村の青年婦人組織を代表する者 2人以内
- 5 学識経験を有する者 5人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 審議会に、漁業協同組合整備促進法(昭和35年法律第61号)に基づく漁業協同組合の整備計画その他の水産業協同組合の整備強化に関する事項並びに沿岸漁業構造改善計画及び沿岸漁場整備開発計画に関する事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員の定数は、次のとおりとする。

- 1 漁業協同組合整備部会 9人
- 2 沿岸漁業構造改善部会 9人

3 前項の部会に属すべき委員は第2条第2項各号に掲げる委員のうちから、知事の承認を得て、会長が指名する。

- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(専門員)

第6条 審議会に、水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する事項を調査させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、知事が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部生産流通総室水産課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。



## 福島県水産業振興審議会委員名簿

令和5年7月6日現在

区 分	氏 名	現 職
一号委員	フナダ ヒロユキ 内田 広之	いわき市長
	ヨシダ エイコウ 吉田 栄光	浪江町長
二号委員	エガワ アキラ 江川 章	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長
	ワダ ヒロユキ 和田 裕之	農林中央金庫福島支店 営業班・第二次長
	サガワ イズミ 佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
	イノノ ヒコミツ 今野 智光	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長
	ノゾキ ケイ 野崎 哲	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長
三号委員	ミヤノタ トモコ 宮下 朋子	福島海区漁業調整委員会委員(弁護士)
四号委員	スズキ ユミコ 鈴木 由美子	福島県漁業協同組合女性部連絡協議副会長
	タカハシ カズヤス 高橋 一泰	福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会会長
五号委員	◎オオコシ ワカ 大越 和加	東北大学大学院農学研究科教授
	キタハラ ヤスコ 北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会理事
	ヤマキ ミチコ 八巻 美知子	(一般公募)
	ハマダ ナオコ 濱田 奈保子	東京海洋大学学術研究院職食品生産科学部門
	ハラダ ヒロミ 原田 英美	福島大学食農学類

※ ◎ 会長、○ 副会長

(参考) 福島県水産業振興審議会の三号委員 (海区委員会の委員)

任 期	委 員	備 考
平成21年4月1日～平成23年3月31日	菅野 正子	学識経験
平成23年11月1日～平成25年10月31日	菅野 正子	学識経験
平成25年11月1日～平成27年10月31日	大越 和加	学識経験
平成27年11月1日～平成28年9月30日	大越 和加	学識経験
平成28年11月1日～平成29年10月31日	川邊 みどり	学識経験
平成29年11月1日～令和元年10月31日	川邊 みどり	学識経験
令和元年11月1日～令和3年3月31日	鈴木 延枝	中立
令和3年4月15日～令和3年10月31日	宮下 朋子	中立
令和3年11月1日～令和5年10月31日	宮下 朋子	中立

令和5年度通常総会（第59回）議案

令和5年5月26日（金）

東京都 アジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和5年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

8 閉 会

# 目 次

## ○議案関係

- 第1号議案 令和4年度事業報告書  
令和4年度収支決算書  
令和4年度剰余金処分（案）
  
- 第2号議案 令和5年度事業計画書（案）  
令和5年度収支予算書（案）
  
- 第3号議案 協議事項（中央要望活動）
  - I 海区漁業調整委員会制度について
  - II 沿岸漁場の秩序維持について
  - III 太平洋クロマグロ資源管理について
  - IV 沿岸資源の適正な利用について
  - V 漁業法改正後の制度運用について
  - VI 外国漁船問題等について
  - VII 海洋性レジャーとの調整等について
  
- 第4号議案 次期総会の開催地について

## ○表彰関係

## ○資 料

- 1 全国海区漁業調整委員会連合会会則
- 2 海区漁業調整委員会委員の表彰要領
- 3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱
- 4 第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧
- 5 会員（関係海区漁業調整委員会）

# I 令和4年度事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

## 1 主たる庶務事項

年 月 日	事 項
令和 4年 5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第168回理事会及び監事監査、令和4年度通常総会（第58回）を宮城県で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため書面開催</li> </ul>
令和 4年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長・副会長会議、第169回理事会を東京都千代田区で開催</li> <li>中央要望活動 総会議決事項について関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望</li> </ul>
令和 4年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度事務局長会議を岡山県で開催（書面開催）</li> </ul>
令和 4年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海ブロック会議を石川県金沢市で開催</li> </ul>
令和 4年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州ブロック会議を長崎県長崎市で開催</li> </ul>
令和 4年11月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本ブロック会議を神奈川県で開催（Web開催）</li> </ul>
令和 4年11月10日 ～11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>西日本ブロック会議を山口県下関市で開催</li> </ul>
令和 4年12月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長・副会長会議を東京都中央区で開催</li> </ul>
令和 4年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局職員研修会を三重県で開催（Web開催）</li> </ul>
令和 5年 2月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局幹事会を東京都中央区で開催</li> </ul>
令和 5年 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第170回理事会、中間監事監査及びほう賞委員会を東京都で開催</li> </ul>

## 2 主な事業の実施結果

### (1) 総会 令和4年度通常総会（第58回）（書面開催）

#### 議事

第1号議案「令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」  
原案のとおり承認した。

第2号議案「令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」  
原案のとおり承認した。

#### 第3号議案「協議事項」（中央要望活動）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

以上の7項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

#### 第4号議案「次期総会の開催地について」

令和5年度通常総会を東京都で開催することを決定した。

### (2) 理事会

#### ① 第168回（書面開催）

令和3年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

#### ② 第169回

ア 日 時 令和4年7月22日（金） 13:30～15:30  
イ 会 場 農林水産省8階中央会議室（東京都千代田区）  
ウ 内 容 水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当官との意見交換を行った。

#### ② 第170回

ア 日 時 令和5年3月10日  
イ 会 場 東京都  
ウ 内 容 令和4年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望事項等を踏まえ、次年度通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

### (3) 会長・副会長会議

#### ① 令和4年度第1回

- ア 日 時 令和4年7月22日(金) 9:30~10:00  
イ 会 場 農林水産省 8階中央会議室(東京都千代田区)  
ウ 内 容 関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

#### ① 令和4年度第2回

- ア 日 時 令和4年12月6日(金) 13:30~16:00  
イ 会 場 フクラシア八重洲(東京都中央区)  
ウ 内 容 各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

### (4) 要望活動

- ① 日 時 令和4年7月22日  
② 場 所 東京都内  
③ 内 容 総会決議事項(第3号議案「協議事項」)について、関係省庁(水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁)及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望書を実施した。

### (5) ブロック会議

令和4年10月~11月の間、日本海、九州、東日本、及び西日本の順にブロック会議を開催し、各海区からの提出議案等について審議を行った。

#### ① 日本海ブロック会議

- ア 日 時 令和4年10月18日  
イ 場 所 KKRホテル金沢(石川県金沢市)  
ウ 議 事  
(1) 令和4年度全漁調連要望活動の結果について  
(2) 令和5年度要望事項について  
(3) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次期開催地について  
(4) 海区漁業調整委員会の権限と役割(水産庁資源管理部管理調整課)

#### ② 九州ブロック会議

- ア 日 時 令和4年10月27日  
イ 場 所 ホテルセントヒル長崎(長崎県長崎市)  
ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等  
イ 議 事  
第1号議案 令和5年度要望事項について  
第2号議案 協議事項・照会について



エ その他 九州・山口県沖における外国船取締活動の概況について（報告）  
（九州漁業調整事務所）

オ 講演 新たな資源管理の推進について（水産庁資源管理部管理調整課）

③ 東日本ブロック会議

ア 日 時 令和 4 年 11 月 8 日

イ 場 所 神奈川県（Web 開催）

ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等

エ 議 事

第 1 号議案 令和 5 年度総会に向けた要望事項について

第 2 号議案 各ブロック新規要望提案について

第 2 号議案 次年度開催海区について

オ その他

ブロック内における情報交換

海区漁業調整委員会の権限と役割（水産庁資源管理部管理調整課）

④ 西日本ブロック会議

ア 日 時 令和 4 年 11 月 10 日～11 月 11 日

イ 場 所 下関グランドホテル（山口県下関市）

ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等

エ 議 事

第 1 号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第 2 号議案 次期開催海区について

オ 情報交換

（6）海区漁業調整委員会事務局職員研修会

令和 4 年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

① 日 時 令和 4 年 12 月 26 日

② 場 所 三重県（Web 開催）

② 内 容

ア 講義

海区漁業調整委員会の権限と役割（水産庁資源管理部管理調整課）

イ 都道府県事例報告及び意見交換

委員会指示による規制とその際の注意事項等について

遊漁者に対する有効な資源管理の枠組について

その他の質問

（7）事務局長会議

① 日 時 令和 4 年 8 月 29 日

② 場 所 岡山県（書面開催）

② 内 容 次の各事項について協議を行った。

ア 令和 4 年度全漁調連事業計画について

- イ 令和4年度事務局職員等研修会のテーマについて
- ウ ブロック会議の計画・運営について
- エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和5～9年度の開催計画について
- オ 海区漁業調整委員会の運営について

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

- ① 「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和4年5月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（三重海区）
- ② 「海区漁業調整委員会指示集（令和3年度版）」令和5年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（熊本県連合海区）
- ③ 「全国海区漁業調整委員会連合会会報第150号」令和5年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（静岡海区）

# I 令和5年度事業計画書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始された。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところである。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和5年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和5年5月26日：東京都港区）

通常総会を開催し、令和5年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### （1）通常総会

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和5年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### （2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会（役員会）の開催（令和5年5月26日、6月、令和6年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和5年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和5年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 静岡

日本海ブロック … 山口

西日本ブロック … 広島  
九州ブロック … 佐賀

#### 4 事務局職員研修会（令和5年10月 鹿児島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

#### 5 事務局長会議（令和5年6月 北海道）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

#### 6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

#### 7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## Ⅱ 令和5年度収支予算書

### 1 収入の部 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会費	6,640,000	0	△ 6,640,000	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	34,682	91,932	△ 57,250	預金利子、徽章代
繰越金	9,225,318	14,008,068	△ 4,782,750	
計	15,900,000	14,100,000	1,800,000	

会費内訳	39 都府県 × 160 千円 =	6,240 千円
	北海道 × 400 千円 =	400 千円
	計	6,640 千円

## 第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧

(令和5～6年度)

会 長	今野 智光	(福島海区)
副会長(会長職務代理)	鈴木 精	(静岡海区)
副会長	小林 利幸	(福井海区)
副会長	小川 和久	(三重海区)
副会長	北田 國一	(広島海区)
副会長	川寄 和正	(佐賀県連合海区)
理 事	工藤 幸博	(北海道連合海区)
理 事	冨田 重基	(青森県西部海区)
理 事	大井 誠治	(岩手海区)
理 事	森本 太郎	(富山海区)
理 事	上田 良介	(但馬海区)
理 事	板倉 高司	(鳥取海区)
理 事	松村 徳夫	(和歌山海区)
理 事	今井 一郎	(大阪海区)
理 事	岡本 彰	(徳島海区)
理 事	佐々木 護	(愛媛海区)
理 事	志岐富美雄	(長崎県連合海区)
理 事	吉田 照豊	(宮崎海区)
監 事	川崎 一好	(北海道連合海区)
監 事	有元 貴文	(東京海区)
監 事	上原 亀一	(沖縄海区)